

ボランティアセンターだより

編集・発行：社会福祉法人 越生町社会福祉協議会
越生町ボランティアセンター

平成31年2月1日発行

電話番号：049-292-2977 住所：越生町越生908-12

HP <http://www.ogose-shakyo.or.jp> E-mail info@ogose-shakyo.or.jp

☆仲間と過ごすクリスマス☆



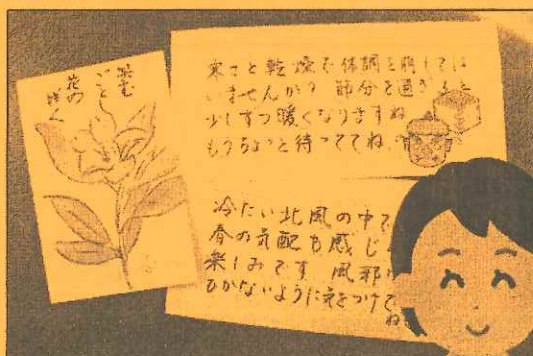
しらさぎ区の地区サロンもみじでは、去る12月25日(月)に、毎年恒例のクリスマスパーティを行いました。白いクリスマスツリーを飾り付け、ホールケーキを皆で分け合いながら、ゲームやダンスを楽しむことができ、大盛り上がりのパーティとなりました！

地区サロンもみじでは、毎週月曜日に如意区集会所にてサロン活動を実施しており、今年で3年目を迎えます。普段は地域の方の得意なことを皆で行ったり、体操で身体を動かしたり、季節行事を行ったりしています。サロン代表兼運営ボランティアをされている福田さんにお話を伺うと、「年を取ると、ホールケーキなんて食べきれずにご飯を買えないですね。でもサロンならみんなで分け合うことが出来る。皆さん楽しみにして下さっているの、毎年行っています」と仰います。社協では、地区サロンの活動を応援しています。今後も、地域で活躍するサロン運営のボランティアさんをインタビュー&ご紹介させていただきます！

心のごもったお便りを…メッセージボランティアさんご紹介！

平成30年度4月から、メッセージボランティアの活動を開始しました。メッセージボランティアでは、小さい便せんに3行ほどの短いお手紙を書いていただいています。お預かりしたお手紙は、社協の給食サービスをご利用の方にお届けしています。今回は、メッセージボランティアとして活動されているNさんのお話を聞かせて頂きました。

広報を見て応募しました。以前からボランティアをやってみたいと考えていたのですが、曜日や時間の決まっているものと難しく。でも、メッセージボランティアなら月に一度、自分の好きな時間に活動できるので無理なく楽しく続けられています。もし自分がメッセージをもらったら嬉しいと思うので、今後も継続して活動していきたいと思っています。

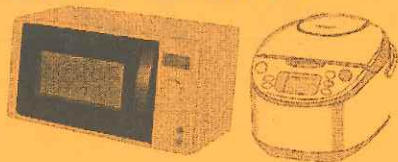


Nさん

☆今後も、活躍されているボランティアさんをインタビュー&ご紹介をさせていただきます！
また、ボランティアについてご興味のある方は、お気軽に社協にご連絡ください♪

保温機能付炊飯ジャーと電子レンジ、余っていませんか？

「まだ使えるけれど、新しい家電を購入してしまった」という時！是非越生町社協にお電話にてご連絡下さい！お寄せいただいた物品は、生活に困窮している世帯の生活へ役立てられます。（※各1台募集しております。）



広がれ！エコキャップ運動

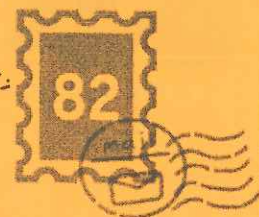
越生町社協では、ペットボトルのキャップを収集しています。ご提供いただいたキャップは再生プラスチック原料として換金し、医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。現在、越生町社協で集めたエコキャップは累計で380,894個です。今後も、エコキャップの回収を継続して実施いたします。ご家庭に不要なペットボトルキャップがございましたら、是非社協の窓口までお持ちください！



使用済み切手募集！

みなさんのご自宅に消印の押された使用済み切手はありませんか？深谷市にある視覚障がい者の施設「養護盲老人ホームひとみ園」では、使用済み切手の収集をしており、それをコレクターに販売し得た利益により建物の改修や設備整備を行っております。越生町社協では、ひとみ園に寄付するために町民の方から使用済み切手を募集しています！集まった使用済み切手は、ボランティアさんにより整理していただいた後、発送しております。是非ご自宅に使用済み切手がありましたら社協までお持ちください♪

使用済み切手は消印を切り取らず、周りの余白を残した状態で切り取って下さい☆



平成31年度ボランティア活動保険加入手続きのお願い

今年度も多くの皆様に、ボランティアとしてご協力をいただきましてありがとうございました。住みやすい街づくりのためにさまざまな場面においてボランティアさんにご活躍いただき、たくさんの支え合いの関係が生まれた一年となりました！さて、ボランティア活動をしていただくにあたって必ず毎年のご加入をお願いしております『ボランティア活動保険』の平成31年度分の加入手続きが下記期間より始まります。平成30年度の補償期間は3月末日をもって終了となりますので、引き続き4月1日より保険適用となるためには、今年度中のお手続きをお願いいたします。なお、保険加入する際に発生する、お一人あたり510円の保険料は全額社会福祉協議会が補助いたしますので、自己負担はございません。

※町外での活動がメインとなる場合や、学校の単位取得のための活動、有償でのボランティア活動などは補助対象外となります。

※ボランティア団体でご加入される方は、加入者名簿の提出をお願いいたします。

受付開始日：3月1日（金）～

受付場所：越生町社会福祉協議会事務所（越生町越生 908-12）

ボランティア活動保険はどのような際に対象になりますか？

ボランティア活動中にケガをした時や、相手にケガをさせてしまった時はもちろん、活動先への道のりで事故などによりケガをしてしまった場合も対象になります。また、相手の物を壊してしまい、損害賠償責任を負われた際も対象になります。万一の際は、社会福祉協議会へ速やかにご連絡ご報告ください。

